

様式第3号（第9条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会
開催日	令和4年11月25日（金）
開催時間	午前・ <b>午後</b> 1時30分 から 午前・ <b>午後</b> 3時30分 まで
開催場所	蓮田市役所 301会議室
会長の氏名	山路 久彦
出席者（出席委員）の氏名 ・出席者数	喜多村紀美子、遠田政宣、木村梓、藤田康子、山路久彦 岩上洋一、大澤まさ江、関根雅江、小暮正代、吉澤久美子 安部貴昭 11人
欠席者（欠席委員）の氏名 ・欠席者数	駒形昭子、牧野栄子、柿沼隆子 3人
その他 会議出席者の職・氏名	蓮田市長 山口京子 事務局 蓮田市健康福祉部長 長谷部 幸一、福祉課長 大塚 敦、副主幹 関根政幸、主事 佐藤愛美
会議次第	1 開会 2 委嘱書の交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 会長、副会長の選出 6 議事録署名委員の指名 7 議題 (1) 「障害者差別解消法について（具体的事例・合理的配慮について）」 (2) 意見交換 8 その他 9 閉会
配布資料	① 次第 ② 資料1 埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 ③ 資料2 委員名簿 ④ 障害者差別解消法について（具体的事例・合理的配慮について） ⑤ 障害者差別解消法改正概要 ⑥ 「合理的配慮」を知っていますか
公開・非公開 の別	<b>公開</b> ・ 非公開 （公開の場合傍聴者数 0人） （非公開の場合理由）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p style="text-align: center;"><b>【資料の確認】</b></p> <p>開会に先立ちまして、本日の資料の確認でございますが、事前に郵送させていただきましたものは、お持ちいただきましたでしょうか。お忘れの方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【1 開会】</b></p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、今年度の事務局を担当させていただきます、蓮田市福祉課の大塚と申します。会長の選出まで、司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、当協議会の設置要綱第6条第4項の規定により、本日の会議の議題は非公開内容ではございませんので、会議は公開となります。本日の傍聴者はありません。</p> <p>また、この会議の記録につきましては、会長から指名された議事録署名委員2名の署名をいただいた後、本協議会の構成市町のホームページに公開されるものでございます。</p> <p>なお、事務局におきまして会議録作成のため、録音をさせていただきますので、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>次に、本日は11名の委員のご出席をいただいております。当協議会の設置要綱第6条第2項に規定されておらず、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【2 委嘱書の交付】</b></p> <p>続きまして、委嘱書の交付でございます。</p> <p>前任の委員の皆様が令和4年3月31日までとなっておりますので、新たに委員となる皆様に委嘱書を交付させていただきます。</p> <p>お名前を呼ばれましたら、その場にて御起立をお願いいたします。</p> <p>① 喜多村 紀美子 (きたむら きみこ) 様 ② 遠田 政宣 (えんだ まさのぶ) 様</p>
事務局	

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>③ 木村 梓 (きむら あずさ) 様            ④ 藤田 康子 (ふじた やすこ) 様            ⑤ 山路 久彦 (やまじ ひさひこ) 様            ⑥ 岩上 洋一 (いわがみ よういち) 様            ⑦ 大澤 まさ江 (おおさわ まさえ) 様            ⑧ 関根 雅江 (せきね まさえ) 様            ⑨ 小暮 正代 (こぐれ まさよ) 様            ⑩ 吉澤 久美子 (よしざわ くみこ) 様            ⑪ 安部 貴昭 (あべ たかあき) 様</p> <p>なお、            蓮田市精神障がい者家族会かもめ会 駒形 昭子 (こまがた あきこ) 様、            埼玉県幸手保健所 牧野 栄子 (まきの えいこ) 様、            春日部公共職業安定所 柿沼 隆子 (かきぬま たかこ) 様            におかれましては、あらかじめ、都合により本日、御欠席との連絡をいただいておりますので、委嘱書は後日、当市から送付させていただきます。</p> <p>以上で委嘱書の交付を終了いたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【3 あいさつ】</b></p> <p>次に、蓮田市長から御挨拶を申し上げます。            山口市長、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《山口市長あいさつ》</p> <p>ありがとうございました。            なお、山口市長はこの後、他の公務がございますので、誠に恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">《山口市長 退席》</p> <p style="text-align: center;"><b>【4 自己紹介】</b></p> <p>それでは、続きまして、次第4の自己紹介でございます。</p>
事務局	
山口市長	
事務局	
事務局	

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
(各委員)	<p>本日が本年度の第1回目の協議会となりますので、ここで委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>委員名簿の番号の2番の喜多村(きたむら)委員から順番にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《各委員の自己紹介》</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして事務局のご紹介をいたします。</p> <p style="text-align: center;">《長谷部部長、大塚課長、関根副主幹、佐藤主事の順に自己紹介》</p> <p>次に障害者差別解消支援地域協議会について事務局からご説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p style="text-align: center;"><b>【5 会長・副会長の選出】</b></p> <p>それでは、次第5の会長、副会長の選出でございます。</p> <p>今年度から皆様新たに委員となられたため、新たに協議会会長、副会長を選出する必要があります。</p> <p>当協議会の設置要綱第5条におきまして、会長及び副会長につきましては、それぞれ1人を置くと定められております。</p> <p>また、会長及び副会長は、委員の互選により定められております。</p> <p>まず、会長の選出につきまして、委員の皆様の御意見をお聞かせいただきたいと存じます。いかがでしょうか。</p>
岩上委員	<p style="text-align: center;">《岩上委員が挙手》</p> <p>会長には、前期もお願いしておりました山路さんをお願いしたいと思います。ご見識もございますし、前期からの引継ぎもございますので、ぜひお願いしたいです。</p>
事務局	<p>ただいま会長につきまして山路委員が適任だということで、ご意見ございました皆様いかがでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>&lt;&lt;異議なしの声あり&gt;&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは山路(やまじ)委員お願いできますでしょうか。</p>
山路委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは山路委員におかれましては、会長席へご移動をお願いいたします。会長から就任のご挨拶ということでいただきたいと存じます。</p>
山路会長	<p>埼葛北障害者生活支援センターたいようの管理者をやっています山路と申します。先ほど岩上委員から前期から引き続きというお話がありました。前期は皆さんの協力で、会長を務めさせていただきました。また今期もですね、前期と同じように皆さんの協力を得ながら、この地域にとってこの差別解消地域協議会が地域に住んでいる障害のある方の差別解消に向けた協議会になるように、一緒に頑張らせていただければと思いますので引き続きよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>山路会長ありがとうございました。 それでは新しい協議会の会長が決まりましたので、この後の議事進行につきましては山路会長をお願いしたいと存じます。山路会長よろしくをお願いいたします。</p>
山路会長	<p>はい。それではまず、副会長の選出を行いたいと思います。先ほど、事務局から委員の互選により選出するとの説明がございましたが、どなたか副会長に立候補される方、またはどなたかを推薦する方はいらっしゃいますか。 特に立候補される方、推薦される方がいらっしゃらないのであれば、よろしいでしょうか。 私の方からはぜひ、前年度も副会長をしていただいた、吉澤委員がいいと思っていますが、皆さんいかがでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>《異議なしの声あり》</p>
山路会長	<p>ありがとうございます。それでは、副会長をよろしくお願ひします。</p> <p>席を移動していただいてですね、吉澤副会長から一言ご挨拶をいただけたらと思います。</p>
吉澤副会長	<p>私は普段障害のある方の支援を行う基幹相談支援センタートロンコというところにいます。トロンコでは障害のある方の相談支援体制を整えていくために、地域自立支援協議会というもの組織してまして、その事務局を担わせていただいております。差別解消支援地域協議会も、その協議会の中の差別解消支援部会という形で位置づけさせていただいております。こちらの協議会と自立支援協議会の連動を図りながら、地域をより良くしていくことに取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
山路会長	<p>吉澤副会長ありがとうございました。</p>
	<p><b>【6 議事録署名委員の指名】</b></p>
山路会長	<p>それでは、次第に従い進めて参ります。</p> <p>次第6「議事録署名委員の指名」について、でございます。</p> <p>議事録の作成については委員2名の署名が必要となりますので、署名いただく委員を指名させていただきます。</p> <p>今回は、委員名簿4番 木村梓委員と8番 大澤まさ江委員を指名いたします。</p> <p>後日、議事録ができましたら事務局から連絡がありますので、確認後、署名をお願いいたします。</p>
	<p><b>【7 議題】</b></p>
山路会長	<p>次に、次第7、議題でございますが、本日は、改めて、障害者差別解消についての理解を深めていただくための講演を行うことといたしました。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
野崎講師	<p>講師は、社会福祉法人 昴の相談支援センター Yeast（イースト）で相談支援員をしていらっしゃる 野崎 剛（のざき つよし）様でございます。</p> <p>野崎様におかれましては、権利擁護に識見があり、また、障害者差別解消についての造詣が深く、長年支援の現場で障害者差別解消に向けた取り組みを実践されている方でいらっしゃいます。</p> <p>本日は「障害者差別解消法について」と題してご講演いただきます。この講演終了後に、皆さんに一言ずつご感想とかご意見等を伺いたいと思います。</p> <p>それでは、野崎様よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">《野崎氏講演》</p>
山路会長	<p>野崎様、お忙しい中、貴重なご講演をいただきありがとうございます。野崎様におかれましてはこのままお残りいただき、次の議題(2)の意見交換にもご参加いただけたらと存じますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>私も法律についてとか、不当な差別とか、合理的な配慮とかって言うポイントがみなさんの心に残ったのではないのかなというふうに思います。また周知啓発についての課題や問題提起も野崎さんからお話していただきましたし、相談機能のさらなる充実とか、窓口とか、やはり相談をさせていただいている私達や行政の役割についても、改めて学ぶ機会になったのかなと思っています。</p> <p>それでは議題(2)の意見交換に移ります。</p> <p>先ほどの野崎様のご講演、また、事務局から配布された資料に関して意見交換を行いたいと存じます。</p> <p>早速ですけど、北村委員から順番に、少し一言ずつ、言葉をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
喜多村委員	<p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>私はちょっと勉強不足で、本当に差別解消法ということについて詳しく存じませんでしたので、勉強になりました。これから生活していく中で、そのことについて考えながら生活していこうかなと思います。</p>
遠田委員	<p>遠田でございます。野崎さん、どうもありがとうございました。</p> <p>僕も今、相談員をやらせてもらってるんですけど、基本的には傾聴が主になっています。プロではないので、行政に言えないことや、同じ障害を持ってる仲間って形で、何かあればというふうな聞き方をしています。たまたま、こういう会議とかにも携わっていただいて、いろんな勉強をさせてもらってるんですけど、障害者差別解消法を知ったのが、この会議で出たとき初めてでした。僕の家庭にも障害者がいてもう 40 何年経つんですけど、自分が言いながらあまりそういうのに興味がないと言ったらおかしいですけど、最初から取り組むことをしてなかった。たまたま、こういう会で委員をするようになって思うことは、さっき野崎さんの説明にもあったんですけど、認知度だと思います。私達は知ってますから関係性のある行政も知ってます。それが有効になってますって言っても、本当に障害を持ってるんじゃないなくて、家族だったり、親が認知しているのだろうか、認知してないと相談してもらってってなるんですけど、たまたま野崎さんがいたから相談できました。山路さんがいるから相談ができたって方は、たくさんいらっしゃると思うんですけども、でも障害者ってたくさんいるので、もっと認知度を広げる努力っていうのが必要なんじゃないかなと。</p> <p>たまたまバスでスポーツ選手の双子の子供が乗るときに2台のバスに拒否されたっていうのが、ニュースになりましたよね。あれを見たときに、プロとして名前知られている人の乗車拒否だとテレビで、ばあっと流れる。みんなが知るようになる。</p> <p>でも一般の人が、例えば先の事例なんかがそうやって広がるわけでもないし、みんなが反応するわけでもない。</p> <p>そうするとなかなか認知度があがらない。普通の企業だと、利益が第1優先になってくるんで、それ優先じゃないから、もう差別解消法っていうのが、そういう関係する事業というと、話が大きすぎちゃうんですけど、もっと強制的に法律がどうなんだという憲法じゃ</p>



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山路会長	<p>ないけど、差別解消法も、もっと一般の関係する事業に認知されるような仕組みを作る必要があるんじゃないかなというふうに思いました。</p> <p>特に野崎さんの説明の中に認知されてないってところが一番強調されているように聞こえたので、そのように思いました。</p> <p>とても貴重な意見ですね。この全国的にもそうですけども、全国の動きを待っていても仕方がないので、せめてこの地域だけでもですねというふうに繋げていくかっていうのを協議会の中でまた参考にさせていただきたいと思います。私も、さっき野崎さんの教育の現場で差別が起こらないようにすることは、もう少し早めに行えるんじゃないのかなってちょっと思いました。ありがとうございました。</p>
木村委員	<p>私は車椅子で生活しているので、いろいろあまり考えてはいないですけど、バスに乗れなかったり、電車に乗れなかったり、道が狭くて通れなかったりとか、あとは、公園のところにポールが立っていて通過できなかったとかいろいろとあります。一番困るのは、駐車場にパイロン立てられて、1回車椅子を車から降ろしてパイロンを動かして車に乗って、また出るみたいなことをしなきゃいけないことって結構あるので。</p> <p>不便を感じることを人に手伝ってもらう以前の問題が結構多いかなって、感じます。普通に生活していると思うことがあって、手伝っていただいでできることだったら、まだいいんですけど、手伝ってもらってもできそうにないこととかも結構あるので、それに対してはもう諦めてしまっていて車椅子の仲間も口にしないことが多いから、その法律があることももちろん知らないとも思うし、私も知らなかったです。やっぱり、広めていかなきゃいけないことなのかなっていうのをすごく感じています。</p> <p>多分、その辺、私は白岡で生活しているんですけど、スーパーとかにもあまり行かないですけど、車椅子で道を移動している人を見ないので、障害者の人がいけないわけじゃないけど、皆さんはどこにいるのかなと考えたりします。私もあまり家の周りをウロウロしないので、都内に比べると、その辺は本当に住みやすいのか住みづらいのか、わからないですけど、車椅子の方を見かけないというのが</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山路会長	<p>実際のところなので、埼玉県にはいっぱい良いところがあるので、こういった法律も広めつつ暮らしていけたらと思います。</p> <p>具体的な話で、駐車場に停めないために多分置いているんですけど、障害のある人も停められないっていうところもあるし、申し出をなかなかしない。申し出が基本っていうのが、申し出がなくても差別に当たるっていうところとか、合理的な配慮ができるっていうことを、もう少し考えていかないとかなと感じました。</p>
藤田委員	<p>今日の話聞いて、こういう会議に参加できてよかったなというふうに思いました。</p> <p>町内会でもこの合理的配慮をやらなきゃいけないんだっていうことを、主人も行政区の区長をやっていますので話さなきゃって思いました。</p> <p>それと子供たちの知的障害や発達障害とかね、同じ普通のクラスにも結構いろんな子がいるんじゃないかなと思って、僕たちがいじめにあわなきゃいいなとか思ったりして、先生がそれに対して合理的配慮をしていただけると本当に助かるなというふうに思います。</p> <p>また何もあまり知識のない私としては、民生委員として、おせっかいお婆さんになるのが一番かなと本当に今日の話聞いて思いました。</p>
岩上委員	<p>障害者の皆さんが、こうしてほしいんだって言える環境をどう作るかということが一つ課題と、それに対して、事業所が対応するんだということの普及啓発をしなければいけない。山路さんもおっしゃってました。で、そこで問題が起きたことについて話し合える体制を作らなきゃいけないってのが、ここに求められてることなんだと思います。こういう声をあげることなんだっていうことがまず浸透してないですね。</p> <p>例えば、知的障害の方で、どうしても何かどこかに行くと少し大きな声を出してしまう。でもあそこのお店で美味しいものを食べたいというときに、多分美味しいもの食べに行きたいけど、ご本人さんはちょっとこういう特徴があるので、いかがでしょうか、ってお店に言うかっていうと、皆さんはもう言ってないんじゃないかと。</p> <p>それはこちら側が我慢することだみたいな、けどこの法律でい</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山路会長	<p>くと、あそこのお店でご飯食べたいんで、ただうちの子供ちょっとこういう感じなんですけどどうですかって言って、それだったら、別の部屋も用意できますから、そこを利用してくださいってというのが、この法律なんです。でもそこに行く前に長年の積み重ねの中で、配慮しちゃっている。障害者側がそこを変えていける機会なので、そう考えるとさっきの木村さんの話もこういうことを「ちょっとお手伝いしてほしいんですけど」ってということについて、「はい、そうなんですか」って分かるわけだから、それが地域共生社会をつくるということなので、その声を上げてもらう。声を上げる前に介入するってのがなかなかわからない部分もあるから、声を上げてくださって言ってらんで、そこに持っていける機会をぜひ作っていただけたいと思います。</p> <p>そうですね声を上げるってことは声を聞く人がいるって言うことがとても大事なんですけど、やっぱり聞く人が今までいなかったんでしょうし、あの先ほど言ったように、別な部屋を用意されるのは特別扱いとかね、特別にしてもらわなきゃいけないっていう遠慮もあると思うんですけど、先ほどやっぱり特別扱いではなくて合理的な配慮だっというような認識に地域の社会がなれば、そういう共生社会の実現もあるのかなっていう。</p>
岩上委員	<p>手をあげなくなったそれなりの理由があって、手をあげてお願いしたことによって嫌な思いをして、やっぱりこういうことは私達が我慢しなきゃいけないんだみたいなのは分かりますよ。</p>
大澤委員	<p>平野の里の大澤と申します。本当に皆さんのおっしゃる通り、改めて勉強させていただきました。</p> <p>本日の講師の野崎様が事例を教えてくださいまして、しかしこれ簡単に解決したわけではないですよ。かなり何回も何回も足を運び 360 度見回して、あちこち話し合っということだったと思います。</p> <p>私の方の相談員を見てますと、毎日息が切れるんじゃないかと思うほどやっていたり、私の前で思いっきり怒りを出して、聞いてくれてありがとうございますって帰るんですね。そのくらいの思いをして、今やってる。それを市町村から県、県から国って届けていく</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関根委員	<p>のは、本当にきちんと計画を立てて進めないと、いつまでも届かないですよ。10年経ってもこの前と同じでまた、元へ戻りましたねってことになってるともったいない話です。</p> <p>差別解消も、差別については当然あってはならないので、私どもの施設では必ず研修に入れておりますが、先ほど言いました、相談員の話をつら聞いておると、相手先が公的機関の場合でさえ、「何かあったら特別扱いはできません。」「前例はありません。」「学校では何の問題もありません。」それをトップの方に言われてしまうと、言い返すことはできないようでございます。さようございませうか、またお伺いいたしますって言って帰ってきて、それを繰り返しているのが事実。でもそれでは進まない。お母さんとお子さんの思いがなかなか解決できない。そしたら、お医者さんが話を聞きますって、今日時間を取りますってということで一歩進むということをやっております。</p> <p>そういうふう現場の職員が一生懸命、コツコツやっておりますけれども、知られていないってこと。もったいない法律ですよ。これを知らないってことと知っているってことで大違いだと思っておりますので、野崎先生の話はとっても勉強になりましたし、幸手市の課長さんもおりますので、ぜひともいろいろ相談していただけたらと思っております。本当にありがとうございます。</p> <p>人権擁護委員の関根でございます。人権擁護委員なんですけど私はちょうど、障害者差別解消法が施行された平成28年度まで、教員をしておりました。日本の法律が成立した数年前からですね、元々が現場には、特別支援教育とかあって埼玉県もインクルーシブ教育を推進してました。</p> <p>最初それが始まった当時はですね、やはり病院の中の理解や目先の特別扱いじゃないですけど集団を中心に見てました。しかし、個を尊重するっていう方にシフトして行って、これは良いシフトなんです、教育の基本だと思うんですけど、そういうふうになって行って、だんだんその特別支援の教育の大切さっていうことが浸透し始めて、共に生活をする中で、共に健常者も学び、学ぶっていうんですかね。お互いに学び合うっていう、そういう環境を整えるっていうふうにしてシフトしました。それがシフトしてからは、ずいぶん空</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>気も変わってきました。特別扱いって言う考え方ではなくて、同時にその障害がどういう障害であるか、どういう困り感を持ってるか、その障害から学んで学び直すって言う、みんなと同じペースで行くのではなく、1人1人のそのペースで、そのためにはその障害特性といいますかね、それをしっかり学びそれに適合するためどういいう教育環境整えていくかっていうふうにだいたい丁寧に教育の方はなってきたと思います。</p> <p>私は退職後、総合教育センターの電話相談をしておりました。そこで、やはりまだまだこの法律そのものを知らない保護者の方で、こういうふうなお願いをしたんだけど、聞いてもらえないって言う相談も確かにまだあります。ですので、この法律があるから、もう一度管理職の先生や教育委員会に相談してみたらどうですかって言うふうにしていくか、相談する窓口相談していい、すぐ諦めないで相談していいんだよ。っていうことを広めていきました。実際に子供達は、共生って言うことに対する考え方が柔軟なので、障害についてもちゃんと説明をすれば特別扱いって言う目では見ないんですね。このポイントは私も実際にデジカメを使って黒板が映せない時、まだまだ先駆けだったと思うんですけど、パソコンがあったので、パソコンを持たせました。それを職員に理解させたりすることもしましたが、これは特別扱いではないんで、さっき眼鏡の例を示しましたが、それと全く同じなんだってことを私も眼鏡の例で示しました。つまり、何が言いたいかという教育現場も変わってはきてる。確実に変わっている。教員も研修を受けていますし、1人1人の個性が、障害も一つの個性ですので、みんな同じ人間はいないので、平均に入るか入らないかっていうか、大多数に入るか入らないかって違いであって、ここはみんな詳細に見てみればみんな違ってはるはずなので、ちょっとでこぼこが大きいだけなので、そういう見方もそれも個性として捉えていきたいと思いますという見方はだいたい浸透してきてると思います。</p> <p>一つ、やはり問題かなと思うのは、子どもの理解は柔軟なんですけど、保護者の理解でした。その障害のあるお子さんの保護者は、申し訳ないって言うんですよ、うちの子ばかりこうしてもらっちゃって、先生方にご迷惑かけて。いやそういう考え方じゃないですって、これ当たり前なことなんですよって、1人1人に、行うことと全く変わらないので申し訳ないって考え方をしないでくださいねっ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>て。一方、健常児のお子さんをお持ちのお父さんお母さんたちは、何て言うんですかね。それによって自分たちの、自分の子がやっぱり親御さんはかわいいですから、そこでかかる時間、あるいはトラブルとか、そういうことに巻き込まれることに対して迷惑で、うちの子がなんで我慢しなきゃいけないんですかみたいな、そういう解釈をされる方もいました。そのときは、現場としては、皆さん懇談会であるとか、あるいは個別に対応しています。はっきり言うと発達障害のお子さんで、ちょっと攻撃性のあるお子さんを特別なところにその子だけを入れて、分けることはできないんですか。みたいな、本当にそうおっしゃる方もいて、それは悪気じゃないですよ。本当に我が子がかわいいから、子の幸せを願って言ってるんですけど、私はそのときに、でもその分けて教育をするっていう期間は何年ぐらいでしょうねって言ったんですね。せいぜい小学校中学校グループの間ですよ。高校もそうですけども、教育現場にいる間はいいですけど、社会に出たらどうするんですかね。分けて生活できますかね。もしかしたらこれから社会に出てきたときに、社会だったら本当に一緒になってるわけですから、この段階で、障害のある方と一緒に生活をする。そのときにどんな配慮しなきゃいけないか、相手の気持ちをどうやって読み取っていくか、そういうことができる力を今蓄えたら、社会に出たときに、どんな方とも一緒に、もしかしたら一番の理解者になってあげられる、そういう力を今つけることができるのではないですかねっていうふうにお話をして、そうすると気づかれました。今だけを見ていた親御さんが、もう少し広い社会っていうところに子供たちが行くんだっていうふうに見え方を教えてくれて、それからその障害のあるお母さんも、他のお母さんたちの前で、うちの子の障害はってことで話をする機会を作ってほしいって、もう前向きになったんですよ。それからもう街でスーパーで会っても、今度会ったとき私も見るわよとか一緒にその協力関係っていいですかね。そういうことができるようになったんですね。</p> <p>そういうのを見てますとね、確かにその法律ができて、窓口ができてっていう、そういう組織的な仕組みの一方で、やっぱりその粘り強く、草の根的に1個1個の事例に基づきながら、また教育の力を借りて、これからの子供たちはそういう教育を受けて育てておりますので、やっぱり通常のお子さんも自分っていうものを認めてもら</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
小暮委員	<p>えると嬉しいわけですよ。なので、障害のないお子さんもいろんなところで自分の価値を見つけてもらえる。障害のあるお子さんの価値を見つけてもらえる。そうやって自分の価値を見つけてもらえるような教育がこれから進んでいくと思うので、そうすると、もっともっと、あるところまでいったらそういう教育を受けたお子さんたちが社会を作っていく構成メンバーになっていくので、もっとこう、加速度的に、そういう理解が進んでいくのかな、また今メディアなんかでも結構差別を受けた方の問題も取り上げますし、また公共の交通機関の中でもそういう配慮のある施設ができましたよっていうことを放送してくれてますので、やっぱり社会全体が何か優しい視点を、そういう教育を受けてない、いらっしゃらない方々にも浸透していく日が必ず来ると思うので、まだまだ実際には一步一步、そういう問題、うまく対応できていない学校の事例なんかも耳にしますし、また人権擁護委員として、そういう相談を受けたときには、やはり懇切丁寧に相談していいんだよっていうそういう言葉を繰り返しかけて続けてですね、浸透させていけるようにしていきたいなって思いました。</p> <p>貴重なご講演ありがとうございました。</p> <p>講演をお聞きして最近あった出来事を思い出してたんですけれども、この間、社協に聴覚障害の方がいらっしゃって、これから皮膚科にかかりたいんだけど、以前ある医療機関で拒否というか、嫌な思いをして、とても1人で行くのは不安だということで、どこか対応が良い皮膚科ないでしょうかということだったんですよね。職員で一生懸命皮膚科を探し、どこかないかなとか言いつつ手話のできる相談員が付き添って医療機関まで行って、その医療機関で筆談で対応していただけるということで、非常にそのことに安心して帰られたという話があったんですね。まさにこういった配慮がないというかそういった経験が、当事者が受けているということが目の当たりにしたときに、その時にはこの会のことまで頭が巡らず、良かったねで終わってしまったわけですが、やはりきちんと、この法の趣旨ということをまず私自身も理解し、そして広げるってのは皆さんがおっしゃってた通り当然のことなんですけれども、先ほど他の委員さんの話を聞いていて改めてなかなか障害者の方が声を上げられないときにはやはり自分たちが関わって、声を上げるとい</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安部委員	<p>うことも非常に重要なんだなということはこの経験を通してまた今日の講演会をお聞きして思ったところでございます。</p> <p>行政の立場といたしましてお話を拝聴したところでございます。障害者差別解消法の意義といいますか目的といたしましては、ハンディキャップをお持ちの方が、あらゆる局面で嫌な思いをしないようにですとか、ハンディキャップをお持ちの方がストレスのない生活を送れるようにというのが、目指すところの一つだとは思いますが、すけども。これらのためには行政の立場で申し上げますと、実際に携わる職員一人一人の思いやりですとか、想像力そういった運用が大切で不可欠であるとの思いを強くした次第でございます。ただ職員が思いやりですとか想像力を持っていたとしても、行政単独では取り組みの内容にも限界がございますので、今日、このような協議会のような場を、大切にしてくださいね、会の要綱にもございますように、事案であったり、事例あるいは情報、それらの共有に努めて、それこそ合理的配慮の効果的な提供にも繋げていきたいというふうに考えた次第でございます。</p>
吉澤副会長	<p>私は自立支援協議会の中で毎月行政の皆さんと話し合う場があるんですけども、そこで差別の事案とか、虐待とかの事案がありますかっていうのを毎月聞いてるんですけども、なかなかまだ差別解消に関する事案っていうのは上がってきてないんですね。実際はあるんだと思うんですけども、まだまだ上がってきてないという現状があります。だけど実際そうじゃないんだろうなっていうところで、この周知の必要性っていうのはすごく今日改めて感じたんですが、何かこういう法律ですよってことを周知するだけでは、あまり意味がないんだろうなっていうのを皆さんのご意見から強く感じました。私が所属している法人ではいつも福祉教育というのをやっていて、ご希望のある小学校に職員と当事者が出向いて行って福祉教育の時間をいただいているんですけども、私の思いとしては、やはり先ほどの責任のお話じゃないですけども、お子さんの心ってすごく柔軟なので、小さいうちから共に生きてくんだよっていうことを学ぶ機会っていうのがすごく意味があるなっていうふうに思っていて取り組んできてもう10年以上になります。けれども、今日改めて聞いてあの子供にやっぱり親とか先生とか大人である私達もセッ</p>



議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山路会長	<p>トで学ばなきゃいけないし、こういう法律ができたのであれば、うまくドッキングして、そういう子供たちには授業の時間をいただいてやってますけれども、それとちょうどPTAの何か学習会をドッキングさせるとか、何かもっともっと工夫すると、いろいろな方法があるんじゃないかなって、今日皆さんのお話聞いて少しそういう希望もわいてきました。</p> <p>この協議会ではさらに言うと埼玉北地区で取り組めることを考えることができる場なので、周知の方ももちろん事案の検討ももちろんですけれどもそれ以前に、どうやって周知していくか、心のバリアフリーや物理的なバリアフリーもそうですけれども、取り除いていくかっていうところを工夫して、何か皆さんで取り組めるものが作れたらいいなっていうのを今日改めて感じることができました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>障害者虐待も差別も同じでしょうけど、事案がないから、差別がない、虐待のない地域だっていうことはですね、決して言い切れませんよね。やはり事案が上がっていくことでもっともっとやっぱりいい地域にしていきたいなというふうに思いますので、ぜひ声を上げる。もしくは聞いていただける皆さんの近くにいる方はですね、とてもチャンスだと思うんですね。先ほど先生の話聞いていても、先生に出会えた方にとってはとても幸せだなあというふうに思いましたので、皆さんの地域でぜひ聞いていただいたり、声を上げる役割まで一緒に担っていただきながら、また周知については少し検討させていただけたらと思います。</p> <p>今の皆さんのお話を聞いたところでこの後は、この周知とか啓発についてですね、野崎さんの地域や、また知ってる地域でこんなことやられていて、進めているよってということがあったら参考までに聞かせていただけたらと思います。</p>
野崎講師	<p>いろいろ貴重な意見ありがとうございました。</p> <p>皆さんのお話を聞かせていただいて、ちょっと思い出したものが何点かあるんですけど、先ほどの東京のすみだ水族館とか、あと他のどこかの博物館では、設計の段階からもう、障害のある方や、あと、お子さんやお年寄りをよんで、こういうふうな施設を作っても</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>らいたっていうところで、もう作る段階から当事者の声とかを聞いてそうすればゼロにはならないですけど先ほど声がなかなか上げにくいってお話もありましたけれども、最初からそういうふうにいる環境整備をすることで多少はその申し出とかっていうところも、少なくなるのかなっていうところと、あと先ほど関根委員がおっしゃってましたけれども、私も本当にごもつともなあれで、やっぱりお子さんの方が、すごい適応能力が高いっていうところで、ある保育園で医療的ケアのあるお子さんを受け入れて、もう最初は大人の方がビクビクして本当に何かあったらどうするんだっていうところで、いろんな研修とか受けましたけれども、いざやってみると子供の方が別にあんまり気にはしなくて、こういう子なんだみたいな形で普通にごくごく自然に話かけて、何か医療的な道具とか大人の方が忘れてると、これ忘れてるよとか先生持ってきたよとかっていう形で、どんどん子供の方が柔軟に適応して成長に繋がって、やっぱり子供のときからそういう障害あるお子さんとか大人の方に関わらないと、大人になってからだと、先ほどのNGな考え方、やっぱり無関心であったりとか逆にどういうふうに対応したらいいかわからないから、なかなか動けないっていう、声も聞くので。ただ一概にちょっと言いにくいんですけどもその放課後等デイサービスとか児童発達支援センターとかできてすごく助かってるお子さんとか親御さんとかいらっしゃると思うんですけども、やはりそれをすることで、結構分けられちゃって、普通の学童とか放課後とかで、障害のある子だけの集まりってなると、その大事な時間とかを全然知らない接点がなくてその子たちが大人になると、やっぱりどういうふうに関わればいいのかとなるので、やっぱり小さいうちから関わりを少しでも多く持つことは、やはり大事かなあと思います。あと、山路さんがおっしゃったその周知啓発っていうところは法律ができて間もないっていうところなので、なかなかどこでどういうふうやってるかっていうのがちょっと難しいんですけども、ある地域では基幹相談支援センターの職員が、積極的に自治会に出向いてこの法律とか障害の、この法律のことだけではないですけども、障害のある方のお話をしたりとか、福祉事業者でも知らない人とか中身までは知らないっていうところで、基幹の職員さんとかが、巡回して周知したりってところがある地域では、そういったところで本当に地道な啓発にはなるかもしれないですけど、まずはそういったとこ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
山路会長	<p>ろから少しでもやっていくことが大事なのかなと思います。</p> <p>ありがとうございます。皆さんから他にありませんでしょうか。</p>
関根委員	<p>はい。私埼玉県家庭教育アドバイザーをしております、就学児検診のときに保護者の方が集まるその場で親の学習講座をやるんですね。そのとき、小さなことでも学校に相談していいんですよっていう、そのお子さんがね、何か困ったりしたときには、どんな小さなことでもいいから相談して大丈夫ですよっていうお知らせはしてたんですけども。ちょうどそれがいい機会なので、その際に、その障害者の解消法についてもですね、ちょっとこれから触れていってですね、その法律の後ろ盾があればより相談するってことに対して遠慮しなく、後ろ盾があるんだってことがわかると、相談しやすくなると思いますので、それもつけ加えていきたいなと思います。</p>
山路会長	<p>予定された議事はこれで全て終了となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。</p>
事務局	<p>山路会長、円滑な議事進行どうもありがとうございました。また野崎様におかれましては貴重なご講演、それから委員の皆様におかれましては本当に忌憚のない貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。</p> <p>やはりこういった周知は積極的にやっていかななくてはいけないかなということで市の方でも、今年は広報紙で合理的配慮について特集を上げさせていただいています。しかし、まだまだ周知は足りないと思いますので今後も周知に努めてまいりたいと思います。</p>
事務局	<p style="text-align: center;"><b>【 8 その他 】</b></p> <p>事務局から事務連絡がございます。</p> <p>次回の協議会につきまして、ご報告申し上げます。現時点では来年の2月を予定しております。詳細が決まりましたら改めてご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p style="text-align: center;"><b>【 9 閉 会 】</b></p> <p>長い時間どうも皆さんありがとうございました。以上で本日の予定された議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和4年度第1回埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和4年2月13日

氏名 木村 梓

氏名 大塚 まり江